

今年度の研究会で扱う内容（案）

本研究会では、「低炭素社会づくり行動計画」に基づき、気候変動対策のための資金調達手段としての地球環境税等のあり方を検討する。具体的には以下のような検討の範囲を想定。

(1) 「地球環境税等」の範囲（定義）

目的（効果）について

- 気候変動対策（適応・緩和のための途上国支援及び技術開発等）に今後必要となる巨額の資金の財源確保を主目的とする。課税等により経済活動に特定のインセンティブを付与することは目的としない。（ただし、情報収集等調査の対象には、気候変動対策以外を目的とする資金調達方式も含める。）

資金調達の方式について

- 資金の調達・管理・配分に、世界各国が連帯して取り組むもの。
- 既存の資金調達スキームの拡張、又は、新たなスキームの創設を伴うもの。
- 税制度に限らず、それ以外の資金調達手法も含む。

(2) 検討のステップ

国内外で議論されている各種の類似資金調達制度の調査、及び課題等の整理（特に、気候変動対策分野への用途が想定されている制度）

- 国連気候変動枠組条約及び京都議定書の下での、既存制度及び政府提案、並びに、研究者・専門家・NGOs 等による論文等提案を調査の主たる対象とする。
- 参考事例として、「ミレニアム開発目標（MDGs）」達成に向けた資金調達のための「革新的資金調達メカニズム」（いわゆる国際連帯税等）の実施状況、議論の動向についても調査する。

気候変動対策に資する国際的な資金調達制度の合理性についての論点整理（例えば税制度であれば、適切な課税根拠等の整理）

- 各種の資金調達方式について、既存制度との整合性や資金調達目的との整合性（例えば課税根拠の合理性）等を整理する。

地球環境税等のあり方に関する基本的な考え方の整理

- 適切と思われる評価軸を設定し、各種の方式について長所・短所、実現可能性等を整理する。